

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（案）等について（概要）

令和 5 年 1 2 月
経 済 産 業 省
産 業 保 安 グ ル ー プ
ガ ス 安 全 室

1. 概要

ガス導管網の測定に関する技術導入や水素社会に向けて今後利用拡大が見込まれる水素供給事業等の動向を踏まえ、以下の内容について方法等の見直しが必要である。

- (1) 圧力解析シミュレーション技術等を活用した圧力測定方法の見直し
- (2) 水素供給事業に対するガスの熱量及び燃焼性の測定方法の見直し
- (3) ガス消費機器調査に係る特定地下街等・特定地下室等における需要家への周知の頻度の見直し
- (4) ガス消費機器の技術基準不適合に係る再調査時期の見直し

これらを実施するに当たり、ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）その他関係する告示の整備を行う必要がある。

2. 改正等の内容

(1) ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）

- 圧力測定方法の見直し（第 17 条、第 78 条及び第 126 条関係）
- 告示で定める要件を満たす水素ガスを熱量及び燃焼性の測定方法の適用対象から除外する見直し（第 17 条関係）
- ガス小売事業者による周知頻度の見直し（第 197 条関係）
- 技術基準不適合に係る再調査時期の見直し（第 200 条関係）
- その他、必要な条項の整理を行う。

(2) 熱量及び燃焼性の測定を要しない水素ガスの要件等を定める告示

- ガス事業法施行規則第 17 条の規定に基づき、熱量及び燃焼性の測定を要しない水素ガスの要件等の詳細を規定

3. 今後のスケジュール

令和 5 年 1 2 月 2 2 日～令和 6 年 1 月 2 0 日

パブリックコメント

令和 6 年 2 月

公布・施行（予定）